

報告書

第1 破産会社の概況

1 破産会社の業務

(1) 沿革

破産会社は、平成9年12月12日、有限会社エクスセルジャパンとして設立された。代表取締役は石井氏、取締役は日置氏であり、宝石・毛皮、浄水器等の販売、墓地・霊園を行っていた。

有限会社エクスセルジャパンは、平成10年8月、株式会社新日本通信へと組織変更し、平成11年1月、株式会社近未来通信へと商号変更した。

破産会社は、国内に支店を4箇所(関西支店、九州支店、中部支店、東北支店)有していた。このほか、アメリカ、香港、韓国等の外国法人については、その法人の存否すら明らかではなく、実態は不明である。

(2) 通信事業の内容

破産会社は、インターネットを利用した国内・国際電話サービス(スーパーネット)を行っていた。そして、平成11年3月に一般第二種電気事業通信業者として総務省に届出をしている。このスーパーネットは、複数の電話回線、インターネット回線を組み合わせて割安な通話を実現するというものである。

破産会社には自前の回線がないためKDDI等他社から回線をレンタルしていた。したがって、基本的には、通話料(=プリペイドカード売上)から、回線所有者に支払う使用料等の経費を差し引いた差額が利益になるという構造であった。

(3) テレビ電話事業

IPテレビ電話用の「フェューチャーネット」なる通信システムを開発した。

平成16年11月、同部門を近未来ビデオコムとして子会社化した。

(4) 中国での業務展開

IPテレビ電話のレンタル業務・不動産事業を計画するも、いずれも、実現には至っていない。

2 破産会社の組織構成

(1) 概要

最も大きな組織は、技術管理部であり、通信設備の設置やメンテナンス等を業務としていた。中継局サーバーに関する業務を行っていたのは、主にサーバー営業部・営業推進部である。プリペイドカードに関する業務は、カスタマー営業部が行っていた。他に、総務部、財務経理部、広告部、広報部、制作部が存在する。

(2) 役員構成

役職	社内の地位	氏名	就任	役員報酬(破産会社分) (018年11月～10月合計)
代表取締役	社長	石井 優	平成18年11月15日	95,000,000
取締役	専務	日置 茂	平成18年11月15日	15,400,000
取締役	常務	根井 春雄	平成18年11月15日	12,950,000
取締役	営業推進室室長	前田 雅晴	平成18年9月30日	17,100,000
取締役	技術管理課課長	坂田 芳信	平成18年9月30日	44,946,500
取締役	関西支店支店長	山田 和祐	平成18年8月31日	35,565,400
取締役	九州支店支店長	石井 清敏	平成18年10月3日	7,200,000
監査役	破理士	平 博成	平成18年9月25日	3,000,000

(3) 従業員の給与

一般的な従業員の基本給は、基本給150,000円程度～600,000円程度であった。サーバー営業部の一部の者・各支店の営業については、上記に加え、営業手当(0～月額数百万円)が支給されていた。

第2 破産手続開始に至った事情、破産原因とその具体的内容

1 破産原因

破産会社の事業は、年2億円ないし4億円という本体の通信事業収益をはるかに超えた還元金(年6.5億円ないし26.8億円)を支払っていたものであり、そもそも事業として成り立たないものであった。元々、新規の契約金により支えられているという破産会社の収益構造のため、新規の契約金を獲得できなければ、資金繰りが悪化することは当然に予測できることであった。宣伝広告費が膨大なものとなっていたのは、新規の契約金を獲得するためであったと考えられる。

また、このような事業として成り立たない収益構造であったにもかかわらず、実態のない子会社・関連会社を設立・存続させるため、業務委託費名目等で無駄な支出をしていた。

2 破産会社と中継局オーナーとの契約の違法性

(1) 実態は投資にほかならないこと

破産会社が中継局オーナーとの間で締結していた業務協約書の実態は、破産会社が運営する通信システムに対しての投資と分配を内容とする契約と考えられ、破産会社はその還元金の内容について説明すべき法的義務を負っていた。

(2) 還元金についての説明義務違反

破産会社の本来のビジネスモデルからすれば、破産会社の本体事業はプリペイドカードの売上等の通信料の収益であり、これを中継局オーナーに還元する原資とすべきものであったが、実際には新規オーナーからの加盟金収入等が既存オーナーの還元金の原資とされていた。破産会社は、中継局オーナーとなる者に対し、上記事実を十分に説明すべき法的義務を負っていたにもかかわらず、これを怠ったばかりか、あたかも通信料収入のみがオーナーへの還元金に充てられたかのごとく虚偽の宣伝広告をしていたものである。

(3) サーパーの停止との関係

総務省の平成18年11月30日付公表によれば、破産会社が国内外に設置していた123箇所、計2,466台のスーパーのうち、総務省が稼働を確認できたのは2箇所2台のみであり、破産会社も平成18年11月24日付回答書において、7箇所7台のスーパーが稼働していると回答するにとどまっている。

詳細は今後の刑事手続において判明することとなるが、この総務省の公表結果を前提とすれば、破産会社は、稼働させないスーパーや稼働していないスーパーに対して新たに業務協約書を締結して加盟金等の収入を得たり、スーパーが稼働を停止していたにもかかわらず「ランニングコスト収入」等と称してオーナーから金員を徴収していたりしたものと考えられる。これについて民法上の詐欺が成立する可能性が高い。

3 平成18年8月1日から破産開始決定までの財務

	(入金口座①)	(出金口座②)	①+②
H18.7.31	492,922,015	377,972,712	870,894,727
H18.8.31	229,099,087	207,795,712	436,895,719
H18.9.29	91,029	12,068,004	12,179,033
H18.10.31	10,084	706	10,790
H18.11.30	0	0	0
H18.12.20	400	0	400

平成18年8月以降、オーナーによる解約が相次ぐようになると、預金残高が激減し、破産会社は取引先に対する支払いも滞りがちになった。

10月には、入金口座に対する都税事務所等の差押が相次いで入るようになり、残高が0にまで落ち込むことになった。このころ、破産会社は、オーナーに対する還元金の支払いを怠るようになった。11月6日には、中継局オーナーに対して「還元金のお支払いに関して」と題する文書を一斉に送付し、還元金の支払を平成19年2月まで延期すること、資金繰りの目処が立たないこと、支払資金がショートしたこと等を公表した。

以後、破産手続開始決定に至るまでの間、破産会社の財産につき、都道府県税事務所、国税、社会保険事務所等から滞納処分による多数の差押を受けた。

このような混乱の中、代表取締役である石井氏は、11月17日、海外に出国し、依然として行方不明の状態が続いている。破産会社は、11月20日ころ、本店、支店をすべて閉鎖するに至り、以後連絡が取れない状態が続いており、破産会社は法人としての機能を完全に停止してしまっただけで、上記表のとおり、11月末日には、破産会社が主として用いていた上記①②の預金口座の残高も、ついに0円となってしまった。

4 以上の事実より、破産会社は、支払不能又は債務超過にあることは明らかである。

第3 破産管財人が開始決定後になした業務

1 実態の把握

破産開始決定と同時に、破産会社の本店オフィスを管財執務室として業務を開始したが、すでに本店・支店を含めすべての営業所が閉鎖、役員・従業員とも連絡不能であった。また、経理関係の書類等、管財業務に必要な書類はほぼすべて散逸していた。

そこで、元従業員らからの事情聴取や本社における残存書類の精査等を行い、わかにかに得ることができた整理のデータの解析をした。

2 営業所、社宅事務所・中継局の処理

把握できた物件は全て解約した。また、ほぼ全ての物件で、敷金で賄いきれない債権については各賃貸人に放棄してもらう旨合意してもらい、残置物については所有権を放棄し、その撤去・処分については賃貸人に委ねた。

なお、本店所在地であった浜町センタービルについては、貸主の許可を得て管財業務の必要上平成19年1月末まで使用した。

3 雇用関係の処理

大半の従業員は、破産開始前に既に解雇されており、残りの従業員は破産開始決定日付で解雇した。

4 自動車・機械・在庫等財産の処理・換価

破産会社名義の自動車を複数台所有していることが判明し、発見次第、売却処理をした。通信事業に必要な機械・在庫等については、換価に努めた。

5 訴訟への対応

訴訟は全て中断している。保全事件については、効力が失効した。

6 債権者の把握

本件は債権者申立てによる破産事件であり、破産開始決定時にはすでに営業所が閉鎖、代表取締役も逃亡していたため、債権者の把握が極めて困難であった。そこで、元従業員、破産会社宛ての郵便物からの情報収集により、債権者の把握に努めた。

7 子会社・関連会社の調査

名称	事業内容・実態	現状	出資関係
株式会社近未来ビデオコム(原事業)	破産会社の一部門(テレビ電)	営業停止	破産会社100%
有限会社グッドウェーブ	活動の形跡なし	休眠	破産会社100%
株式会社日本ビデオトランス	不明	不明	破産会社100%
有限会社グッドアイ	破産会社の一部門(中継局ア)	営業停止	破産会社100%
株式会社日本ニュードメイン	ネパールのドメイン取得	休眠	破産会社37% 石井氏19%

有限会社グッドタイム	破産会社の一部門（広告代理店業務）	営業停止	石井氏 100%
株式会社 GECITL	アリペーカード販売	清算申請中	石井氏 100%
有限会社ゴッドエナジー	ペーパーガンパニ	管財人が破産申立	石井氏 100%
有限会社グッドシーズン	破産会社の一部門（サーペーパー）	営業停止	石井氏 100%
株式会社トップブレイヤー	オンラインゲームのフランチャイズ	破産	石井氏 4% SFL 号投資事業組合（※） 49%
ルー子株式会社	眼鏡器具の輸入	営業中	石井氏 50%
君山産産土地株式会社	中国産産の不動産開発	清算申請中	石井氏 70%

※ 破産会社、石井氏が関与していると思われるが英価は不明

第4 資産・負債（平成19年5月21日締め）

1 資産

- (1) 現金・預貯金
本店で発見した現金等、合計103,364円を回収した。平成18年12月20日時点における預貯金の残高は、合計382,182円であり、すべて回収した。
- (2) 売掛金（未収入金）
中継局オーナーに対して売掛金として計上されているものは、売掛債権としての実体はない。その他の未収入金の詳細は不明である。
- (3) 機械・備品等
警備庁に押収済みサーペーパーは、機械としての換価可能性は見出せない。通信システムに必要な汎用サーペーパーやパソコン等機械の売却により、合計357,000円を回収した。その他、本社の什器・備品等もあわせ、合計で391,000円を機械・備品等の売却代金として回収した。
- (4) 仮払金・前渡金等
平成18年7月31日決算報告書に仮払金（前渡金）として計上されているものは、確定申告に先立ち税金を仮納付したものである。
石井氏に対して仮払金については、石井氏も同時に破産しており、回収は困難な状況である。
- (5) 貸付金及び受取利息
平成18年7月31日決算報告書に貸付金及び受取利息として計上されているもののうち、814,507,864円は、子会社・関連会社に対するものであり、その回収は不可能ないしきわめて困難である。
その他の貸付金について、訴えを提起したのももあるが欠席判決となり、今後、強制執行により回収が可能かを調査中である。これ以外の者のうち連絡がついた者については、詳細を調査中である。
- (6) 立替金
破産会社の100%子会社の有限会社グッドデイに対する立替金債権の回収は期待できない。
- (7) その他資産（子会社株式会社等）

平成18年7月31日決算報告書にその他資産として投資有価証券、子会社株式、出資金等が計上されているが、投資先、子会社、出資先の大半が休眠中であり換価等のできる状況にないか、実態も不明である。

会社が保険料を負担していた保険契約については、解約返戻金461,300円を回収した。

(8) 敷金

本支店、社宅、中継局含め、破産開始決定前まで未払いがあり、回収できたものは97,657円である。

(9) 車両

破産会社名義であった自動車のうち、4台は滞納処分に基づく公売がなされた。破産会社名義の10台の自動車の換価等により、合計20,021,440円を回収した。もともと、管財人が任意売却を行った9台の自動車は、いずれも都税事務所の滞納処分に基づく差押えがかかっていたため、9,447,847円を法人事業税として納付した。その他4台については、交渉・調査中である。

(10) 過払金返金

合計150,973円を回収した。

(11) 仮差押返金

破産会社の債権者の仮差押決定に基づいて執行官が保管していた現金2,509,600円につき、全額の返還を受けた。

(12) 子会社・関連会社に対する債権・資産

株式会社CECITELの預金口座に預金債権が存在することが判明したので、これに対し仮差押を行った。

それ以外の子会社・関連会社は、破産会社の破産開始決定時において、すでに休眠中の会社がほとんどであり、現時点では回収の見込みはほとんどない。

(13) 商標

破産会社は、ビデオコマのIPテレビ電話の名称「Adomo」について商標権を有しているが、破産会社とは何ら関係のない米国法人から商標権の譲渡を求めようがあり、現在交渉中である。

(14) 外国資産

海外のめぼしい資産は確認できていない。

(15) 還付金

管財人は、平成19年4月20日、欠損金の繰戻しによる還付請求書を出し、第9期（平成17年8月から平成18年7月まで）の欠損金額につき、3億0636万1562円の欠損金繰戻還付請求を行った。

但し、税務当局がこの請求を認めるかどうかは現時点では明らかでなく、また、仮に認められた場合でも、破産会社の滞納税金を控除する可能性もある。なお、交付要求として受けている金額も、財団債権だけでも既に2億7648万1079円に上っている。

2 負債

破産債権の届出を留保しており、現時点で債権者や正確な負債額は未確定である。管財業務において行った負債関係の処理は、以下のとおりである。

- (1) 事務所・社宅・中継局の賃貸借関係の処理
破産会社が負担する未払賃料・損害金・原状回復費用等の債務のうち、敷金返還請求権と相殺しても賸りきれない部分について放棄してもらう旨の合意をした。
- (2) KDDI との契約関係の処理

ア

国内
全て解約済みである。破産会社は、KDDI に対し、総額 22,264,884 円の預託金を納めていたが、KDDI 側は破産会社の通信事業にかかる契約上の未収債権が 2007 年 1 月請求分までで 8000 万円余あり、破産会社が有する上記預託金債権はすべて相殺し、残額の約 6000 万円の債権を破産会社に対して有しているとしている。

イ KDDI 海外法人との各種契約

連絡がとれている法人について対応し、それらの法人については契約関係を全て解消済みである。

(3) 海外の通信業者との契約関係

把握できた範囲で全て解約、清算を行っている。

(4) 労働債権

元従業員により立替私請求書が提出され、労働者健康福祉機構が、41,075,883 円について立替払いを行った。その結果、同額の労働債権を代位取得した。元従業員は、立替私を受けていない額（合計 10,268,970 円）について、労働債権を有している。

8 破産財団の収支状況（平成 16 年 5 月 21 日締め）

総収入	金 34,106,372 円
総支出	金 15,228,468 円
財団の現在高	金 18,877,904 円

第 5 今後の手続について

現時点での調査においては、破産会社にもるべき資産はなく、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足している。今後も調査を継続するが、破産者の財産で債権者に対する配当ができるだけの財団が形成される可能性はきわめて低い。

以上

平成 16 年 () 第 23456 号
管財人 株式会社 株式会社
管財人 株式会社 株式会社

単位：円

債権の種類	1	2	3	4	5	6	負債合計
借入金	10,000,000						
貸付金	9,447,847						
貸付金(未収入金)	276,481,079						
労働債権(労働者健康福祉機構代位取得分)	41,075,883						
労働債権	10,268,970						
労働債権(労働者健康福祉機構代位取得分)	51,344,853						
借入金	1,344,777						
借入金(未収入金)	976,500						
借入金(未収入金)	397,036						
借入金(未収入金)	2,280,500						
借入金(未収入金)	185,330						
借入金(未収入金)	278,440						
借入金(未収入金)	318,038						
借入金(未収入金)	5,780,621						
借入金(未収入金)	353,054,400						
借入金(未収入金)	26,194						
借入金(未収入金)	13,434,689,118						
借入金(未収入金)	(3,217,835,212)						
借入金(未収入金)	(211,547,471)						
借入金(未収入金)	(16,964,071,801)						
借入金(未収入金)	11,390,900						
借入金(未収入金)	11,390,900						
借入金(未収入金)	17,328,543,295						

※ 長括弧
() 内参考数字

【貸付金】貸付金(未収入金) 貸付金(未収入金)

債権の種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	負債合計	
借入金	9,987,170																	
借入金(未収入金)	103,364																	
借入金(未収入金)	382,182																	
借入金(未収入金)	0																	
借入金(未収入金)	391,000																	
借入金(未収入金)	0																	
借入金(未収入金)	0																	
借入金(未収入金)	0																	
借入金(未収入金)	461,300																	
借入金(未収入金)	97,657																	
借入金(未収入金)	20,021,440																	
借入金(未収入金)	150,973																	
借入金(未収入金)	2,509,600																	
借入金(未収入金)	1,686																	
借入金(未収入金)	34,106,372																	

借入金	34,106,372
支出	15,228,468
借入金	18,877,904

平成 16 年 5 月 21 日現在財団残高